

（趣旨）

第1条 社会全体にDX（デジタルトランスフォーメーション）（以下「DX」という）の必要性が高まる中、ビジネスの最適化・効率化や新たな付加価値の創出、事業競争優位性の維持向上のため、市内企業等においてもDXに向けた取組みが急務となっている。

このため、本事業において、市内中小企業の生産性向上に資するデジタル人材育成を行う事業者を支援することにより、市内中小企業等がDXによる生産性向上や新規ビジネスの創出等を図ることを目的とし、北九州産業学術推進機構DX推進補助金（DXサポート事業）（以下「補助金」という。）の交付を行うため、本規程に補助金の交付手続きを定め、その業務の適正な処理を図るものである。

（補助金の交付対象者）

第2条 この補助金の交付対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- （1）市内中小企業の生産性向上に資するデジタル人材育成を行う事業者。市内・市外及び企業規模を問わない。
- （2）市税を滞納していないこと。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- （4）法人の場合にあっては、その役員のうち暴力団員がいないこと。
- （5）暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
- （6）自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

2 理事長は、前項の該当の有無について、関係する行政機関に照会することができる。

（補助金の対象事業）

第3条 不特定多数の市内中小企業の生産性向上に資するデジタル人材育成の各種取組みであり、以下の条件を満たすもの。

- （1）育成の対象者は市内中小企業で勤務する者または市内中小企業に勤務予定の者であること。  
なお、市内中小企業はDX推進事業 別表1に該当するものとする。
- （2）本事業の取り組みは、次年度以降も継続して実施する計画であること。

（交付の対象経費、補助率等）

第4条 補助対象経費補助率及び補助額は別表2のとおりとする。

また、補助対象経費の区分及び内容等については、別に定めるものとする。

2 補助事業の実施期間は、当該交付決定の日の属する会計年度の理事長が指定する期間とする。

(交付の申請)

第5条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書等の審査等により交付決定を行い、補助金交付決定通知書を送付するものとする。

(補助金の額の確定等)

第7条 理事長は、第8条第2項の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前条の規定によりに基づき交付された額に剰余が生じた場合又は不正な経理があると理事長が認めた場合は、剰余金を返還しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときには、補助金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

(報告)

第8条 理事長は、補助事業の執行の適正を期するため必要に応じ、補助事業者に対し、補助事業の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の成果

(2) 補助金に係る収支計算に関する事項

(3) その他理事長が必要と認める事項

3 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止について理事長の承認を受けた場合は、その中止又は廃止までの間における補助事業の実績を前項の規定に準じて理事長に報告しなければならない。

4 補助事業者は、補助事業により財産を取得し、又は財産の効用が増加したときは、理事長が必要と認める間、当該取得し、又は効用の増加した財産に係る管理状況を理事長に報告しなければならない。

5 事業の実施状況は次年度以降においておいても、理事長の指示に応じて提出しなければならない。

6 前項の実施状況が事業計画と乖離がある場合は、理事長はその実施状況に応じて、補助金の返還を命じることができる。

(状況報告)

第9条 理事長は、補助事業者に対し、申請書等の記載に係る事項その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 理事長は、補助事業の変更又は中止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、この規程に基づく理事長の処分若しくは指示に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第12条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、法令及び北九州市補助金等交付規則に準じた違約加算金を理事長に納入しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該補助金が2回以上に分けて交付されているときは、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により違約加算金を納入しなければならない場合において、補助事業者の納入した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納入金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納入しなかったときは、法令及び北九州市補助金等交付規則に準じた延滞金を理事長に納入しなければならない。

(知的財産権等に関する届出)

第13条 補助対象事業により生じた発明、考案、意匠等（以下「発明等」という。）の成果は、理事長と補助事業者との間に別段の合意がある場合を除き、補助事業者に帰属する。

- 2 補助事業者が発明等の成果について、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「知的財産権」という。）を出願、取得、譲渡又は実施権の設定等をした場合は、遅滞無く理事長に届け出るものとする

(収益納付)

第14条 理事長は前条の報告により、補助事業者に補助対象事業において生じた知的財産権の譲渡、処分又は実施権の設定及びその他当該補助対象事業の成果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、補助対象事業の完了した事業年度の翌年度以降の事業年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を求めることができる。

2 理事長が納付を求めることができる額の合計は、補助金交付額の合計額を上限とし、収益を納付すべき期間は、補助対象事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業による取得財産等について、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業は、補助終了後5年以内の期間において、取得価格が50万円以上の財産等を処分しようとするときは、あらかじめ理事長と協議し、その承認を受けなければならない。

(成果の発表)

第16条 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、理事長が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年10月5日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年6月29日から施行する。

別表1 (第3条関係)

| 業種分類                                     | 定義   |
|--|--|
| 1 製造業、建設業、運輸業、その他業種（次号から第7号までに掲げる業種を除く。） | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員（※）の数が300人以下の会社及び個人事業主 |
| 2 卸売業                                    | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主    |
| 3 サービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）       | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主   |
| 4 小売業                                    | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常                              |

|   |  |
|---|--|
|   | 時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人事業主                             |
| 5 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く） | 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社及び個人事業主  |
| 6 ソフトウェア業又は情報処理サービス業                            | 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主  |
| 7 旅館業   | 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社及び個人事業主 |
| 8 医療法人、社会福祉法人                                   | 常時使用する従業員の数が 300 人以下の者                                   |
| 9 学校法人  | 常時使用する従業員の数が 300 人以下の者                                   |
| 10 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所                        | 常時使用する従業員の数が 100 人以下の者                                   |
| 11 中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小企業団体           | 上記 1～7 の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者                    |
| 12 特別の法律によって設立された組合又はその連合会                      | 上記 1～7 の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者                    |
| 13 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）                      | 上記 1～7 の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者                    |
| 14 特定非営利活動法人                                    | 上記 1～7 の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者                    |

別表 2（第 4 条関係）

|      | 内容  |
|------|---|
| 交付上限 | 500 万円  |
| 補助率  | 対象経費の 2/3 以内<br>※ただし、市内中小企業などから得る講座受講費などの収入がある場合、対象経費全体から収入を減じた額を上限とする。 |

いずれも消費税相当分を除く。